

社会福祉法人縁樹役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人縁樹（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 法人の理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 法人の理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤の理事 法人の理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員 法人の理事及び監事のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等 報酬、賞与その他の法人の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 法人の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等に対しては、法人の職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員 別表第2に定める額
- (3) 評議員 別表第3に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月20日（その日が金融機関の休日に当たるときはその前営業日）とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会等の会議の出席など、法人の職務遂行のための業務に当たった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 非常勤の役員及び評議員が理事会、評議員会等の会議に出席する場合又は役員等

が法人の職務として出張する場合は、別表第4に定める費用を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から日割計算により報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解雇された場合は、その前日までの報酬を日割計算により支給する。

3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算した金額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、第3条第1号の規定は同年4月分の常勤の理事の報酬から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月29日から施行する。

別表第 1 常勤の理事の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 1, 0 0 0, 0 0 0 円の範囲内で理事会で定める額
常務理事	月額 5 0 0, 0 0 0 円の範囲内で理事会で定める額

別表第 2 非常勤の役員の報酬

(1) 理事

職 務 の 内 容	報 酬 の 額
理事会等の会議への出席	1 回につき 5, 0 0 0 円 (税抜き)
上記以外	日額 5, 0 0 0 円 (税抜き)

(2) 監事

職 務 の 内 容	報 酬 の 額
理事会等会議への出席	1 回につき 5, 0 0 0 円 (税抜き)
上記以外	日額 5, 0 0 0 円 (税抜き)

別表第 3 評議員の報酬

職 務 の 内 容	報 酬 の 額
評議員会等会議への出席	1 回につき 5, 0 0 0 円 (税抜き)
上記以外	日額 5, 0 0 0 円 (税抜き)

別表第 4 交通費、旅費等の費用

内 容	費 用 の 額
理事会等会議への出席に係る交通費	2, 0 0 0 円
旅行に係る交通費等の経費	実費
宿泊料	1 泊につき 1 5, 0 0 0 円